

令和5年度由仁町障がい者就労施設等優先調達方針

令和5年4月20日制定

1 趣旨

障がい者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針は、由仁町の全組織を対象とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所
 - (ア) 障がい者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障がい者に占める重度心身障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目等

本町が障がい者就労施設から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

印刷・製本、文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類（弁当、菓子、パン等）、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

除草業務、清掃業務、封入・発送業務、音響サービス業務、クリーニング業務、その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組を推進する。
- (2) 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、障がい者就労施設等への発注に努める。
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、由仁町契約事務規則（平成11年規則第9号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達目標及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、予算編成時に発注可能な物品等を取りまとめ調達目標を設定し、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) 本町と業務委託契約（指定管理制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先等に対し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。
- (2) 経済関係団体との連携により、障がい者の雇用促進や障がい者就労施設等が提供できる物品等の調達の推進に努める。
- (3) 物品等の調達のほか、障がい者就労施設等の役場庁舎内等での物品の販売や本町及び関係団体が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民へのPRの推進にも努めることとする。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。